

熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領

令和 8年 3月 30日
中契暦第 22号

1 目的

近年の夏季における猛暑日などの気象状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る経費に関して、現場管理費の補正を行うため、本試行要領に必要な事項を定める。

2 用語の定義

(1) 真夏日

日最高気温が30度以上の日をいう。

ただし、夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温が30度以上の場合とする。

(2) 工期

工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は、含まない。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

3 対象工事等

(1) 対象工事

対象工事は、中津市、中津市上下水道事業、中津市病院事業が発注する工事のうち、主たる工種が屋外工事である全ての工事を対象とする。ただし、営繕工事は除く。

なお、工場製作工を含む工事は、当該期間を工期から除くものとする。

(2) 対象地域

中津市全域を対象とする。

4 積算方法等

(1) 補正方法

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^*$$

※ 補正係数：1. 2

(2) 現場管理費

$$\text{純工事費} \times ((\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}) + \text{補正値})$$

5 実施内容

本要領による実施内容は別紙「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領の運用について」のとおりとする。

6 その他

本要領の実施において、問題又は疑義が生じた場合や、本要領に定めのない事項については、発注者、受注者双方が協議して定めることとする。

附則（令和8年3月30日中契暦第22号）

（適用）

- 1 この要領は、令和8年4月1日以降に起案する工事に適用する。